

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ

中小企業庁 平成 30 年度第 2 次補正予算事業

小規模事業者持続化補助金

申請受付
開始！！

中期的な経営計画に基づいて実施する販路拡大等の事業に対し

50万円を上限に補助金（補助率：2／3）が交付されます

- ①H28年～30年の間に鯖江商工会議所の創業塾を修了した事業者、②買物弱者対策事業を行う事業者は、100万円が上限になります。
- 複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。

◆補助対象者

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる小規模事業者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律〕（平成5年法律第51号）第2条を準用〕

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆対象となる取組の例

- ①広告宣伝
 - ・新たな顧客層の取込を狙う、チラシを作成・配布、店舗の認知度向上を目的とした看板の設置
- ②集客力を高めるための店舗改装
 - ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③商談会・展示会への出展
 - ・新たな販路を求め、国内外の展示会への出展
- ④新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施
 - ・3Dプリンターを導入し、新商品の開発
 - ・原材料を購入して新製品・商品の試作開発
- ⑤ITを活用した広報や業務効率化
 - ・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策事業のみ）、設備処分費（補助対象経費総額の1/2まで）、委託費、外注費

■お問い合わせ先

鯖江商工会議所 中小企業経営相談所 TEL.0778-51-2800

事業者自らが作成した計画書を基に鯖江商工会議所が助言いたします。

その際は、**6月3日**までにお持ちください。なお、計画書の作成代行は行いません。

■事業計画書提出先

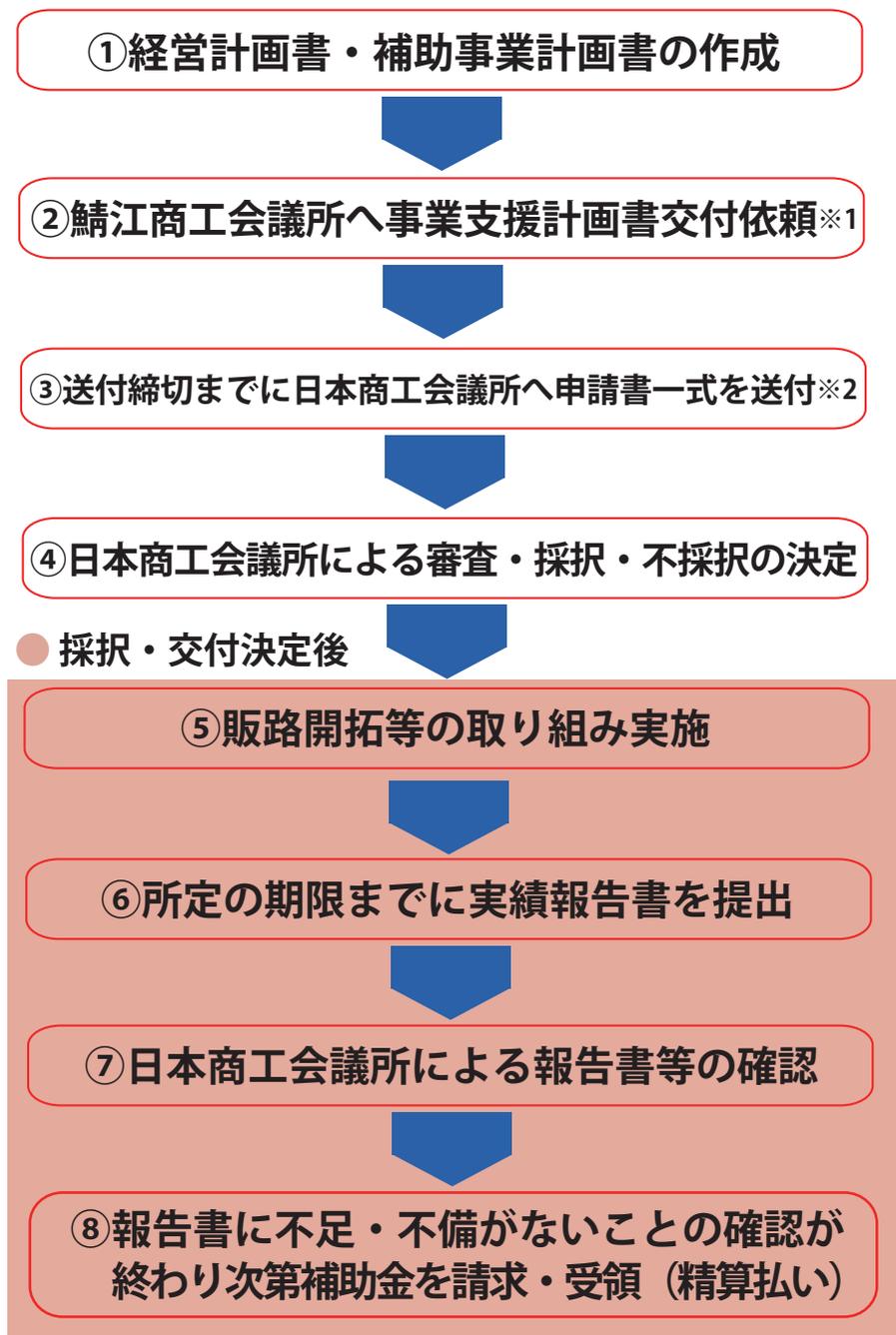
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局 TEL.03-6447-2389

持続化補助金

検索

◆申請手続き



事業者自らが作成した計画書を基に鯖江商工会議所が助言いたします。
（6月3日までにお持ちください。なお、計画書の作成代行は行いません。）

※1 本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの 商工会議所への相談や
「事業支援計画書」の交付依頼等を行うことはご遠慮ください。

※2 電子媒体（CD-R・USBメモリ等）での提出も必要です。

◆手続きの期限等

	公募受付
1. 申請受付開始	2019年4月25日（木）
2. 日本商工会議所（補助金事務局） への申請書類一式の送付締切	6月12日（水） 【最終日当日消有効】
3. 採択結果公表	7月末頃（予定）
4. 実施期限	交付決定通知書受領後から12月31日まで